

中小企業憲章の国会決議に関する意見書（案）

中小企業振興のためには、中小企業者の間で切実な問題になっている大企業などとの不公正な取引を一掃するとともに、中小企業全体を日本経済の根幹と位置付け、本格的な振興策を講ずることが重要である。

EU（欧州連合）では、2000年に欧州小企業憲章を制定し、その中で、小企業を「経済の背骨」と位置付け、本格的な振興策に乗り出している。国内の中小企業団体も、中小企業憲章の草案をつくり、中小企業を国の経済の根幹に位置付けることを明記している。

我が国でも、全国各地の自治体において、中小企業振興基本条例を制定し、取組を進めている事例が見られる。都内でも、墨田区などに先進的な事例があり、製品開発や販路開拓、後継者の育成など、総合的な振興策に自治体として本腰を入れて取り組んでいる。

中小企業がしっかりしてこそ、国民の暮らしも良くなり、経済全体の繁栄が可能となるのである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、政府が制定への取組を進めている中小企業憲章を国会決議とするとともに、関連予算を抜本的に増額し、本腰を入れた中小企業振興に乗り出すよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月 日

東京都議会議長 田 中 良

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
経済産業大臣

} あて